

別 添

(元) 東部健康増進センター出入口及び車庫シャッター修繕業務仕様書

1 業務の名称

(元) 東部健康増進センター出入口及び車庫シャッター修繕業務

2 業務の場所

(元) 東部健康増進センター（鳥取市松原 343）

別紙「(元) 東部健康増進センター平面図」参照

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日まで

4 委託業務の内容

(1) 玄関出入口シャッター取付

玄関及び風除室のサッシを撤去し、外側の外壁にシャッターを取り付ける。

名称	規格・仕様	数量	単位
軽量シャッター	W2950×H2160	1	か所
取付工事		1	式
既存サッシ撤去	2 か所	1	式
残材処理運搬、諸経費		1	式

(2) トレーニングホール非常口シャッター取付

非常口の扉及びサッシを撤去し、シャッターを取り付ける。

名称	規格・仕様	数量	単位
軽量シャッター	W1800×H2200	2	か所
取付工事	2 か所	1	式
既存サッシ扉撤去	2 か所	1	式
残材処理運搬、諸経費		1	式

(3) 車庫シャッター修繕

既存のシャッターを撤去し、シャッターを取り付ける。

名称	規格・仕様	数量	単位
軽量シャッター	W3950×H2990 中柱	2	か所
取付工事	2 か所	1	式
既存シャッター撤去	2 か所	1	式
残材処理運搬、諸経費		1	式

(4) 機械室出入口修繕

機械室の出入口横のガラスを合板で塞ぎ、ビス止めを行う。

5 委託業務完了後の手続について

(1) 完了報告

ア 受注者は、業務が完了したときは、20 日以内に業務完了報告書を 1 部作成（作業前、完了後の写真を添付）し、発注者へ提出すること。

イ 発注者は、完了報告書受理後 10 日以内に検査を行う。

(2) 委託料の支払

ア 受注者は、発注者の検査完了後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

6 その他

(1) 業務期間内において、発注者が資料の提出を求めたときには、速やかに応ずること。

(2) 本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上行うこと。

(3) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(4) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(5) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定める。